

熊本県道路交通規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則の一部を改正する規則について

標記のことについては意見公募手続を実施せず改正を実施しましたので、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第7の3項の規定に基づき、その旨公表します。

記

1 意見公募手続を実施しなかった理由

今回の本県、熊本県道路交通規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則（以下「本県規則」という。）の一部改正は、令和7年3月24日に運転免許証と個人番号カードの一体化を見据えた添付書類の見直しのほか、本県警察において一部事務手続きのシステム化を図ることから、届出通数や様式について規定の整理を行ったものです。

本県規則の改正は、添付書類や様式等の改正であり、申請者又は届出者の手続負担の軽減が図られるもので、手続自体を改正するものではありません。

よって、本県規則の改正内容は「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第4の除外規定に該当するため、意見公募手続を実施しませんでした。

2 本県規則等の改正の概要

運転免許証と個人番号カードの一体化を見据えた添付書類の見直し及び一部事務手続きのシステム化に伴う届出通数等の見直しにより、本県規則の一部改正を行い、必要な規定の整理、その他所要の改正を行ったもの。

3 主な改正点

(1) 添付書類の見直し

安全運転管理者等の届出時等に必要な添付書類について、「個人番号カードの写し」を追加し、いわゆるマイナ免許証のみを保有する場合に対応したものとします。

(2) 届出通数の見直し

安全運転管理者等の届出書の届出通数「2通」を削除し「1通」の届出で足りることとします。

(3) 様式、条文の整理

安全運転管理者等の届出様式をオンライン申請等への利便性を向上させるためA4両面1枚からA4片面1枚と改める等の規定の整備を行います。

4 改正後の規則の適用開始日

公布の日から施行します。

ただし、第1条中熊本県道路交通規則第17条第1項の改正規定は、令和7年4月1日から施行とします。

—問い合わせ先—

熊本県警察本部交通企画課 電話096-381-0110